

(第17号議案)

中野区職員の分限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>職員</u>の意に反する<u>休職及び降給の事由</u>、<u>職員</u>の意に反する<u>降任、免職、休職及び降給の基準、手続</u>及び<u>効果並びに失職の例外</u>その他分限に関し規定することを目的とする。</p> <p><u>(休職及び降給の事由)</u></p> <p>第2条 <u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項に定める事由による<u>ほか</u>、<u>職員</u>が、<u>特別区人事委員会規則</u>(以下「人事委員会規則」という。)の定める事由に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。</p> <p>2 <u>職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。</u></p> <p><u>(降任、免職、休職及び降給の基準並びに手続)</u></p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、若しくは免職することができる場合又は前条第2項の規定により職員を降給<u>することができる場合は、勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき勤務実績が不良なことが明らかな場合であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、<u>又は免職</u>することができる場合は、当該</p>	<p><u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号、以下「法」という。)第5条第1項、第27条第2項及び第28条第3項の規定に<u>基き、この条例を定める。</u></p> <p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>職員</u>の意に反する<u>休職、降任、免職の基準、手続</u>及び<u>効果並びに失職の例外</u>その他分限に関し規定することを目的とする。</p> <p><u>(休職の事由)</u></p> <p>第2条 <u>地方公務員法</u>(以下「法」という。)第28条第2項に定める事由による<u>外</u>、<u>職員</u>が<u>特別区人事委員会規則</u>(以下「人事委員会規則」という。)の定める事由に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。</p> <p><u>(降任、免職及び休職の基準並びに手続)</u></p> <p>第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、若しくは免職することができる場合は、<u>勤務実績を評定するに足ると認められる客観的事実に基き勤務実績が不良なことが明らかな場合とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、<u>若しくは免職</u>することができる場合は、</p>

職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 前条第1項の規定に基づき、職員を休職する場合の一般的基準及び手続に関しては、人事委員会規則の定めるところによる。

(休職の期間)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合において、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2・3 (略)

4 第2条第1項の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則の定めるところによる。

(休職の効果)

第5条 (略)

2 休職者には、その期間中条例で別段の定めをしない限りなんらの給与も支給しない。

(復職)

第6条 第4条第1項、第2項及び第4項に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

2 休職の期間が満了したときは、当該職員は当然復職するものとする

(降給の効果)

第7条 第2条第2項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合に

当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 前条の規定に基き、職員を休職する場合の一般的基準及び手続に関しては、人事委員会規則の定めるところによる。

(休職の期間)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2・3 (略)

4 第2条の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則の定めるところによる。

(休職の効果)

第5条 (略)

2 休職者はその期間中、条例で別段の定めをしない限り何等の給与も支給しない。

第6条 第4条第1項、第2項及び第4項に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

2 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものとする

つては、当該最低の号給) とする。

(失職の例外)

第8条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。

2 (略)

(この条例の実施に関し必要な事項)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

附 則 (略)

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の中野区職員の分限に関する条例第2条第2項及び第7条の規定は、平成28年4月1日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

(失職の例外)

第6条の2 任命権者は、禁この刑に処せられた職員のうち、その刑にかか^る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。

2 (略)

(この条例実施に関し必要な事項)

第7条 この条例実施に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

附 則 (略)